

コロナ
対策

事業者向け支援の お知らせ

がんばる小規模事業者応援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響で、厳しい経営状況に置かれている小規模事業者の皆さんを支援します。

対象 市内に事務所または事業所を有する事業者（個人事業主・フリーランスを含む）。ただし、国の持続化給付金の給付対象となる事業者を除く

主な給付要件 次の全ての要件に該当する方

- 今年1月から12月までに事業活動による月別の売上げを計上しており、売上高が前年同月比で40%以上50%未満減少している月がある
- 中小企業基本法で定める中小企業者のうち、第2次産業・第3次産業に該当する事業者、または、収益事業により月別の売上げを計上している特定非営利法人・公益法人等
- 常時雇用する従業員の数が20人以下で、国の持続化給付金の不給付要件等に該当しない
- 被雇用者（会社等に雇用されている）でない
- 確定申告をしており、今後も事業を継続する意思がある

※昨年1／1から今年3／31までに新規開業した事業者や、売上高が前年同月比で50%以上減少しているが、持続化給付金の対象とならなかった事業者は、問い合わせを。詳細は市HPに掲載。

給付額 1事業者につき20万円

申請期間 12／14(月)～来年2／26(金)

申請場所 ベストアメニティ旭川ビル1階（5の9）

(受付時間=平日9：00～17：00)

【詳細】 がんばる小規模事業者応援給付金担当課29・6615



旭川市公共交通乗務員慰労金 (直接申請)

新型コロナウイルス感染症の拡大時期に、市民の移動を支えていた路線バスとタクシー乗務員に、慰労金を給付します。

金額 2万円

対象 今年3／1から5／31までの間に、市内に本店（個人事業主の場合は住所）のある路線バスまたはタクシー事業者で、10日間以上運転した乗務員

その他 直接申請は、路線バス会社またはタクシー会社を経由した慰労金給付の手続きがお済みでない方（個人事業主または、すでに退職している方等）が対象。詳細は問い合わせを

申請期限 来年2／19(金)必着

【詳細】 都市計画課25・9851



固定資産税・都市計画税の特例制度

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者等は、事業収入の減少割合に応じて、所有する来年度分の事業用家屋と償却資産の固定資産税・都市計画税を特例で軽減することができます。

対象 今年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入が、前年の同期間と比べて30%以上減少している中小事業者

特例の割合

事業収入の減少の割合	軽減割合
30%以上50%未満	1／2
50%以上	全額

申告期間 来年1／5(火)～2／1(月)

※申告方法等は市HPに掲載。

【詳細】 資産税課25・9752、25・5904

